

復興大臣 吉野正芳様

浪江町商工業者の復興に関する要望書

平成29年7月25日

浪江町商工会長

原 田 雄 一

浪江町商工会副会長

新 谷 保 基

浪江町商工会副会長

戸 川 英 勝

他浪江町商工会員一同

要 望 趣 旨

福島県浪江町は、平成29年3月31日に帰還困難区域を除く区域が避難指示解除になりました。しかし、震災時には21,434人の人口を有しておりましたが、避難指示解除から3カ月以上経ちますが、帰還者は二百数十人と浪江町の人口の約1%であります。浪江町で事業を営んでいた事業所は震災前の商業圏は業種によっては双葉町・大熊町・葛尾村・南相馬市小高区の人々（2万～3万人）が買い物に訪れて賑わいのある町でした。それが平成23年3月11日の震災時から完全に商業圏が喪失いたしました。そのような状況の中、事業が再開できない、更には休業・廃業している事業所は約60%に達しております。

依然として、厳しい状況が継続中であり、福島県の復興には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く据え、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう強く求めてきたところであります。原子力発電所事故以来7年目を迎え、ほとんど長期間帰還できない事業者に対して、住宅確保に係る損害の賠償、事業・生業の再建等を可能とする集中的な自立支援策の展開を前提とした精神的損害の追加補償や商工業等に係る営業損害を求めざるを得ません。

国においても、被害者の生活や事業を早期再建につなげるため、被災地の実情に応じて適時・的確な見直しは必要であり、損害がある限り賠償を行う義務があり、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう東

京電力への強力な指導をお願いするとともに、被害者に寄り添ったきめ細かな支援策を確実に実施し、原子力政策を国策として推進してきた責任を最後まで果たしていただきたい。

よって、浪江町商工会員の総意として、次の事項についての確実な対応を強く要望いたします。

(1)

要 望 事 項

I、補助金と支援策について

1、 事業再開のための補助金や支援策強化

(1) 補助金制度について

- ア 補助金申請の際、提出書類が多く、内容も複雑であるため、簡素化すべき
- イ 喪失した商圈がいつ、どの程度回復するか、需要が読めず補助金申請に係る事業計画が立てられない。
- ウ 事業の事前着手が認められないことに加え、補助金を申請してから交付決定まで時間がかかるため、事業再開時期や投資のタイミングが遅れる。
- エ 補助金交付決定後、年度内での完了を求められるが、取引業者が多忙であるため着工から引き渡し、発注から引き渡し、発注から納品等の期間が長期化しており、3つの記載内容と併せて考えると申請できない。

(2) 事業再開のための支援策

- ア 帰還して事業再開する場合、住民が帰還するまで経営状況は厳しいと予想されることから、赤字補てん等、事業継続のための制度は必要。
- イ 避難先で事業再開する場合、商圈がない所で事業を行う場合補助金の上限額等に帰還して事業再開する場合との差を撤

廃してほしい。

ウ 東京電力に対して事業再開した地元企業を積極的に活用していただくよう指導していただきたい。

(3) 雇用確保

ア 量的な人出不足に加え、資格・技術等の質的な人出不足。

イ 賃金水準の上昇。

ウ 雇用しても長続きしない、離職率が高い。

エ 近隣に生活環境がないため、遠方からの採用にハードルがある。また、アルバイト・パート等確保が難しい。

(2)

II、賠償について

1、 営業損害に係る賠償

(1) 浪江町の事業者に係る営業損害賠償

2、 被災者や地域の実情を踏まえた賠償

(1) 被害の実態に見合った賠償

(2) 住宅確保に係る損害の賠償

(3) 避難指示解除後の賠償継続

(4) 精神的苦痛・生活費増加費用・就労不能損害等に係る賠償

3、 被害者の視点に立った迅速な賠償

4、 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解と仲介

1、 営業損害に係る賠償

(1) 浪江町の事業者に係る営業損害賠償

平成27年3月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、いわゆる「のれん代」や、商圈の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。また、事業の再建を図るために必要となる農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得等に要する費用、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行わせること。

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第四次追補では「営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる」とある。従って、営業損害賠償については、その時まで継続するよう指導していただきたい。

(3)

2、被害者や地域の実情を踏まえた賠償

(1) 被害の実態に見合った賠償

帰還困難区域や避難指示解除区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じないよう被害者の実態に見合った賠償を確実、迅速に行わせること。

(2) 住居確保に係る損害の賠償

被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人ひとりの事情に応じた賠償がなされるよう、また、移住先における宅地の取得費用の算定に当たって、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応させること。

(3) 避難指示解除後の賠償継続

原子力損害賠償紛争審査会において被災市町村から意見を聴取し、避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、生活や事業の再建のために必要な期間を確実させること。

- (4) 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償
帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等避難費用について、個別事情に合った賠償を行わせること。

3、被害者の視点に立った迅速な賠償

- (1) 「中間指針第四次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者優先の親身な賠償を行わせること。
- (3) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるように対応させること。

(4)

- (4) 東日本大震災以来6年以上経過し、会員は苦しい避難生活を強いられ、転業もできず廃業や休業を選択せざるを得ない会員が多く出てきているのも現実でありますので、このような会員に対しても新たな営業賠償の枠組みを提示すべきであると考えます。

- (5) 業種により賠償期間の違いについては「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の概ね2倍の期間としています。商工業は同基準が2年であ

るため、事故後4年間分の賠償をしています。農林業者は、より転換が困難なためとされ同基準が3年であるため、事故後約6年分の賠償になっています。避難している状況は商工業者も同じであり、我々も商業圏のない所に避難しているため、転業や事業再開はできない状況にあります。期間の格差の是正をすべきと考える。

4、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- (1) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、同様の損害を受け入れている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず直接請求によって、一律に対応させること。